

令和 3 年度保険料率について

1. 令和3年度都道府県単位保険料率算定のポイント

- 令和3年度は、令和元年度の各支部の医療給付費等の実績に基づき、新たな保険料率に見直す
- 平均保険料率は10%
- インセンティブ分の加算額は、0.004%から0.007%に変更。
- 4月納付(3月賦課)分の保険料率から新たな保険料率に変更

2. 協会けんぽの収支見込み（医療分）

（単位：億円）

		R1年度	R2年度		R3年度		備考
		決算 (a)	直近見込 (R2年12月) (b)	R2-R1 (b-a)	政府予算案を 踏まえた見込 (R2年12月) (c)	R3-R2 (c-b)	
収入	保険料収入	95,939	94,432	▲ 1,506	98,596	4,163	H24-R2年度保険料率： 10.00% R3年度保険料率： 10.00%
	国庫補助等	12,113	12,719	606	12,456	▲ 263	
	その他	645	285	▲ 360	237	▲ 48	
	計	108,697	107,437	▲ 1,260	111,289	3,853	
支出	保険給付費	63,668	62,175	▲ 1,494	66,838	4,663	OR3年度の単年度収支を均衡 させた場合の保険料率 R3年度均衡保険料率： 9.70%
	前期高齢者納付金	15,246	15,302	56	15,573	272	
	後期高齢者支援金	20,999	21,320	321	21,492	172	
	退職者給付拠出金	2	1	▲ 1	1	▲ 0	
	病床転換支援金	0	0	0	0	▲ 0	
	その他	3,383	3,430	47	4,497	1,067	
	計	103,298	102,227	▲ 1,071	108,400	6,173	
単年度収支差		5,399	5,209	▲ 189	2,889	▲ 2,320	
準備金残高		33,920	39,129	5,209	42,018	2,889	

注) 端数整理のため、計数が整合しない場合がある。

1. 収入の状況

収入（総額）は、令和2年度（直近見込）から3,900億円の増加となる見込み。

主に、「保険料収入」が4,200億円増加したことによるものである。

2. 支出の状況

支出（総額）は、令和2年度（直近見込）から6,200億円の増加となる見込み。

① 「保険給付費」について、加入者数と一人当たり給付費の増加により4,700億円増加する見込みであることや、

② 「その他」について、令和2年度に交付を受けた保険給付費等国庫補助金について、令和2年度の保険給付費の実績（決算）に基づき精算し、国へ返還する額の増加が見込まれること等

が主な要因。

3. 収支差と準備金残高

令和3年度の「収支差」は、令和2年度（直近見込）より、2,300億円減少して2,900億円になる見込み。（収支均衡料率は、9.70%の見込み。）²

令和3年度末時点の準備金残高は4.2兆円の見込み。

3. 令和3年度栃木支部保険料率

	栃木支部	全国	備考
第1号保険料率（A）	5.17%	5.29%	医療給付費に係る部分
第2号保険料率（B）	4.00%	3.99%	現金給付費等、前期高齢者納付金、後期高齢者支援金 の他、栃木支部にはインセンティブ制度による加算額に係る 部分
インセンティブ加算分	0.007%	—	
第3号保険料率（C）	0.74%	0.74%	業務経費、一般管理費、準備金積立て等に係る部分
収入等見込額相当率（D）	0.04%	0.03%	日雇特例被保険者保険料収入、雑収入、令和元年度精 算分の他、栃木支部にはインセンティブ制度による減算額に 係る部分
共通	0.03%	0.03%	
平成30年度清算分	0.009%	—	
インセンティブ減算分	0.004%	—	
保険料率（A）+（B）+（C）-（D）	9.87%	10.00%	※端数整理のため、計数が整合しない場合がある

令和2年度栃木支部保険料率9.88%から0.01%下がり、
令和3年度栃木支部保険料率は**9.87%**となりました。

令和3年度栃木支部保険料料率の算定等データ（参考）

4. 令和3年度都道府県単位保険料率の算定方法

令和3年度の都道府県単位保険料率を、第1号都道府県単位保険料率、第2号都道府県単位保険料率、第3号都道府県単位保険料率を合算し、収入等見込額相当率を控除して、得られた値を0.01%単位で四捨五入して求める。

$$\begin{aligned} \text{令和3年度の} \\ \text{栃木支部保険料率} &= \text{第1号保険料率} \\ &+ \text{第2号保険料率} \\ &+ \text{第3号保険料率} \\ &- \text{収入等見込額相当率} \end{aligned}$$

5. 令和3年度栃木支部第1号保険料率

第1号保険料率：医療給付費に係る部分

- 第1号都道府県単位保険料率は、令和3年度の医療給付費に①年齢調整額及び②所得調整額を加算して得た額を、当該支部の総報酬額で除して計算する。

$$\text{栃木支部第1号保険料率} = \frac{\text{支部第1号経費} + \text{年齢調整} + \text{所得調整}}{\text{支部総報酬額}}$$

①年齢調整額

年齢調整額は、平均給付費から標準給付費を減算して計算する。

平均よりも年齢構成が高い場合は減算する（料率が下がる）

平均よりも年齢構成が低い場合は加算する（料率が上がる）

平均給付費

全国計の加入者1人当たり医療給付費に栃木支部の加入者数を乗じた額。

$$127,289\text{円} \times 5,503\text{百人} \\ = 70,050\text{百万円}$$

標準給付費

年齢階級ごとに、当該年齢階級における全国計の加入者1人当たり医療給付費に当該年齢階級における栃木支部の加入者数を乗じて得た額を全ての年齢階級について合計した額。

$$70,690\text{百万円}$$

$$= \blacktriangle 640\text{百万円}$$

5. 令和3年度栃木支部第1号保険料率

②所得調整額

所得調整額は支部総報酬按分給付費に総報酬按分率を乗じた額から平均給付費を減算して計算する。

支部総報酬按分給付費×総報酬按分率

全国計の医療給付費に栃木支部の総報酬額を全国計の総報酬額で除した率を乗じた額。

$$5,219,755\text{百万円} \times \frac{1,315,010\text{百万円}}{98,584,466\text{百万円}} = 70,773\text{百万円}$$

平均給付費

全国計の加入者1人当たり医療給付費に栃木支部の加入者数を乗じた額。

$$- \quad 127,289\text{円} \times 5,503\text{百人} = \blacktriangle 424\text{百万円}$$
$$= 70,050\text{百万円}$$

第1号保険料率

栃木支部
第1号保険料率

5.1712%

$$= \frac{\text{支部第1号経費 } 69,066\text{百万円} + \text{①年齢調整額 } \blacktriangle 640\text{百万円} + \text{②所得調整額 } \blacktriangle 424\text{百万円}}{\text{支部総報酬額 } 1,315,010\text{百万円}}$$

6. 令和3年度栃木支部第2号保険料率

第2号保険料率：現金給付費等、前期高齢者納付金、後期高齢者支援金、インセンティブ制度による加算額等に係る部分

○ 第2号都道府県単位保険料率の計算にあたっては、インセンティブ制度の加算額の算定に令和元年度実績の総報酬額を用いるため、インセンティブ分とそれ以外に区分けして計算する。

① インセンティブ分以外

令和3年度の現金給付費等、前期高齢者納付金、後期高齢者支援金等経費に総報酬按分率を乗じて得た額を、栃木支部の総報酬額で除して計算する。（全国一律の保険料率となる）

$$\frac{3,933,328 \text{ 百万円} \times 1.3339\%}{1,315,010 \text{ 百万円}} = \begin{array}{l} \text{全国共通} \\ \text{第2号保険料率} \\ 3.9898\% \end{array}$$

② インセンティブ分

インセンティブ制度による栃木支部の加算額を、栃木支部の総報酬額で除して計算する。

$$\frac{90 \text{ 百万円}}{1,315,010 \text{ 百万円}} = \begin{array}{l} \text{インセンティブ分} \\ \text{第2号保険料率} \\ 0.0069\% \end{array}$$

第2号保険料率

$$\begin{array}{l} \text{栃木支部} \\ \text{第2号保険料率} \\ \mathbf{3.9967\%} \end{array} = \begin{array}{l} \text{全国共通} \\ \text{第2号保険料率} \\ 3.9898\% \end{array} + \begin{array}{l} \text{インセンティブ分} \\ \text{第2号保険料率} \\ 0.0069\% \end{array}$$

7. 令和2年度栃木支部第3号保険料率

第3号保険料率：業務経費、一般管理費、準備金積立て、令和元年度精算分に係る部分

○ 第3号都道府県単位保険料率の計算にあたっては、令和元年度精算分の料率が支部ごとに異なるため、令和元年度精算分とそれ以外に区分けして計算する。

① 令和元年度精算分以外

○ 令和3年度の第3号経費に総報酬按分率を乗じて得た額を、栃木支部の総報酬額で除して計算する。

(全国一律の保険料率となる)

$$\frac{730,164 \text{ 百万円} \times 1.3339\%}{1,315,010 \text{ 百万円}} = \begin{matrix} \text{全国共通} \\ \text{第3号保険料率} \\ 0.7406\% \end{matrix}$$

② 令和元年度精算分

○ 令和元年度の栃木支部の収支差がマイナスの場合、栃木支部の総報酬額で除して計算する。

(栃木支部の収支差がプラスの場合はゼロとする)

令和元年度 栃木支部収支差	124百万円	=	$\begin{matrix} \text{精算分} \\ \text{第3号保険料率} \\ 0\% \end{matrix}$
---------------	--------	---	---

第3号保険料率

栃木支部
第3号保険料率

0.7406%

=

全国共通
第3号保険料率
0.7406%

+

精算分
第3号保険料率
0%

8. 令和2年度栃木支部収入等見込額相当率

収入等見込額相当率：日雇特例被保険者保険料収入、雑収入、令和元年度精算分
の他、栃木支部にはインセンティブ制度による減算額に係る部分

○ 収入等見込額相当率の計算にあたっては、令和元年度精算分及びインセンティブ制度
の減算額に係る料率が支部ごとに異なるため、令和元年度精算分、インセンティブ分とそれ
以外とに区分けして計算する。

① 令和元年度精算分及びインセンティブ分以外

○ 令和3年度のその他収入に総報酬按分率を乗じて得た額を、栃木支部の総報酬額で除して計算する。

(全国一律の保険料率となる)

$$\frac{24,801 \text{ 百万円} \times 1.3339\%}{1,315,010 \text{ 百万円}} = \frac{\text{全国共通}}{\text{収入等見込額相当率}} \\ 0.0252\%$$

② 令和元年度精算分

○ 令和元年度の栃木支部の収支差がプラスの場合における当該額を、栃木支部の総報酬額で除して計算する。

(栃木支部の収支差がマイナスの場合はゼロとする)。

令和元年度 栃木支部 収支差	124百万円
----------------------	--------

$$\frac{124 \text{ 百万円}}{1,315,010 \text{ 百万円}} = \frac{\text{精算分}}{\text{収入等見込額相当率}} \\ 0.0094\%$$

8. 令和3年度栃木支部収入等見込額相当率

③ インセンティブ分

○ インセンティブ制度による当該支部の減算額を、当該支部の総報酬額で除して計算。

$$\frac{55\text{百万円}}{1,315,010\text{百万円}} = \frac{\text{インセンティブ分}}{\text{収入等見込額相当率}} = 0.0042\%$$

収入等見込額相当率

栃木支部 収入等見込額相当率	=	全国共通 収入等見込額相当率	+	精算分 収入等見込額相当率	+	インセンティブ分 収入等見込額相当率
0.0388%		0.0252%		0.0094%		0.0042%

令和3年度都道府県単位保険料率の算定に係る基礎データ

- 医療給付費に関する都道府県単位保険料率は、下記の基礎データを用いて算定する（年齢調整及び所得調整を含む）。

- ・都道府県支部別・年齢階級別加入者数
- ・都道府県支部別医療給付費
- ・年齢階級別加入者 1 人当たり医療給付費
- ・都道府県支部別総報酬額

- 注
- ・上記の都道府県支部別・年齢階級別加入者数及び都道府県支部別総報酬額については、令和元年度の実績データを集計したものに、全国計における令和3年度の見込み値の令和元年度の実績値との比率を乗じて算出。
 - ・また、都道府県支部別や年齢階級別の医療給付費については、令和元年度の実績データを集計したことから、東日本大震災及び平成30年7月豪雨及び令和元年台風19号に伴う窓口負担の減免措置に係る影響額（窓口負担減免額及び波及増分に係る額）を控除したうえで、全国計における令和3年度の見込み値との比率を乗じて算出。
 - ・なお、医療給付費については、国庫補助金及び特別の事情に係る額（原子爆弾被爆者に係る医療費及び療養担当手当に係る額等）を控除している。

- 上記のほか、都道府県単位保険料率の算定にあたっては、「健康保険法第160条第3項第2号経費」、「同条第3号経費」、「令和元年度の都道府県支部別の収支差」及び「インセンティブ制度による都道府県支部別加減算額」も必要となる。

○ 令和3年度保険料率の算定に使用する係数
基礎データ（令和3年度見込み）

項目		栃木	全国
加入者1人当たり医療給付費		125,501円	127,289円
加入者数		5,503百人	410,070百人
年齢階級別 (単位百人)	0~4	246	19,129
	5~9	289	21,608
	10~14	318	22,622
	15~19	333	24,151
	20~24	340	26,881
	25~29	339	27,266
	30~34	396	29,782
	35~39	457	33,306
	40~44	531	38,227
	45~49	545	41,004
	50~54	443	34,333
	55~59	403	30,806
	60~64	410	28,987
	65~69	287	20,389
70~	165	11,578	
都道府県支部別医療給付費		69,066百万円	5,219,755百万円
都道府県支部別総報酬額		1,315,010百万円	98,584,466百万円

(P 5、6で使用)

○ 令和3年度保険料率の算定に使用する係数 仕訳表（令和3年度見込み）

【支出】	（百万円）
法第160条第3項第1号経費	
・医療給付費（国庫補助を除く）	5,219,755
法第160条第3項第2号経費	
・現金給付費等（国庫補助、日雇拋出金を除く）	439,750
・拋出金等（国庫補助を除く）	3,493,578
・前期高齢者納付金	1,344,451
・後期高齢者支援金	2,149,047
・退職者給付拋出金	67
・病床転換支援金	13
法第160条第3項第3号経費	
・協会業務経費（国庫補助を除く）	181,180
・一般管理費（国庫負担を除く）	57,890
・貸付金	150
・雑支出	165,224
・準備金積立て	288,921
*事務経費・雑支出（国）	36,799
合 計	9,883,247

【収入】	
保険料収入	
・保険料収入（一般分）	9,858,447
その他収入	
・貸付金返済収入	150
・雑収入	20,463
*日雇特例被保険者保険料収入	1,126
*雑収入等（国）	3,062
合 計	9,883,247

- ・ * については、国の予算において計上されるもの。
- ・ 第1号経費の医療給付費は、特別の事情に係る額（原爆医療費及び療養担当手当に係る額等）を控除したものであり、当該控除額は第2号経費の現金給付費等に含まれている。
- ・ 第2号経費及びその他収入において、インセンティブ制度による加算額及び減算額は含まれていない。
- ・ 第3号経費及びその他収入において、平成30年度の都道府県支部ごとの収支における収支差の精算分は含まれていない。

○ 令和3年度都道府県単位保険料率における保険料率別の支部数
(暫定版)

保険料率10.0%以上の支部 24支部

保険料率 (%)	支部数
10.68	1
10.45	1
10.36	1
10.30	1
10.29	3
10.28	1
10.26	1
10.24	1
10.22	3
10.18	1
10.17	1
10.16	1
10.11	2
10.06	1
10.04	1
10.03	2
10.01	1
10.00	1

保険料率10.0%未満の支部 23支部

保険料率 (%)	支部数
9.99	1
9.98	1
9.97	1
9.96	1
9.95	1
9.91	1
栃木 9.87	1
9.84	1
9.83	2
9.81	1
9.80	1
9.79	2
9.78	1
9.74	2
9.72	1
9.71	1
9.66	1
9.64	1
9.59	1
9.50	1

○ 令和3年度都道府県単位保険料率の令和2年度からの変化 (暫定版)

令和2年度保険料率以上となった支部 21支部

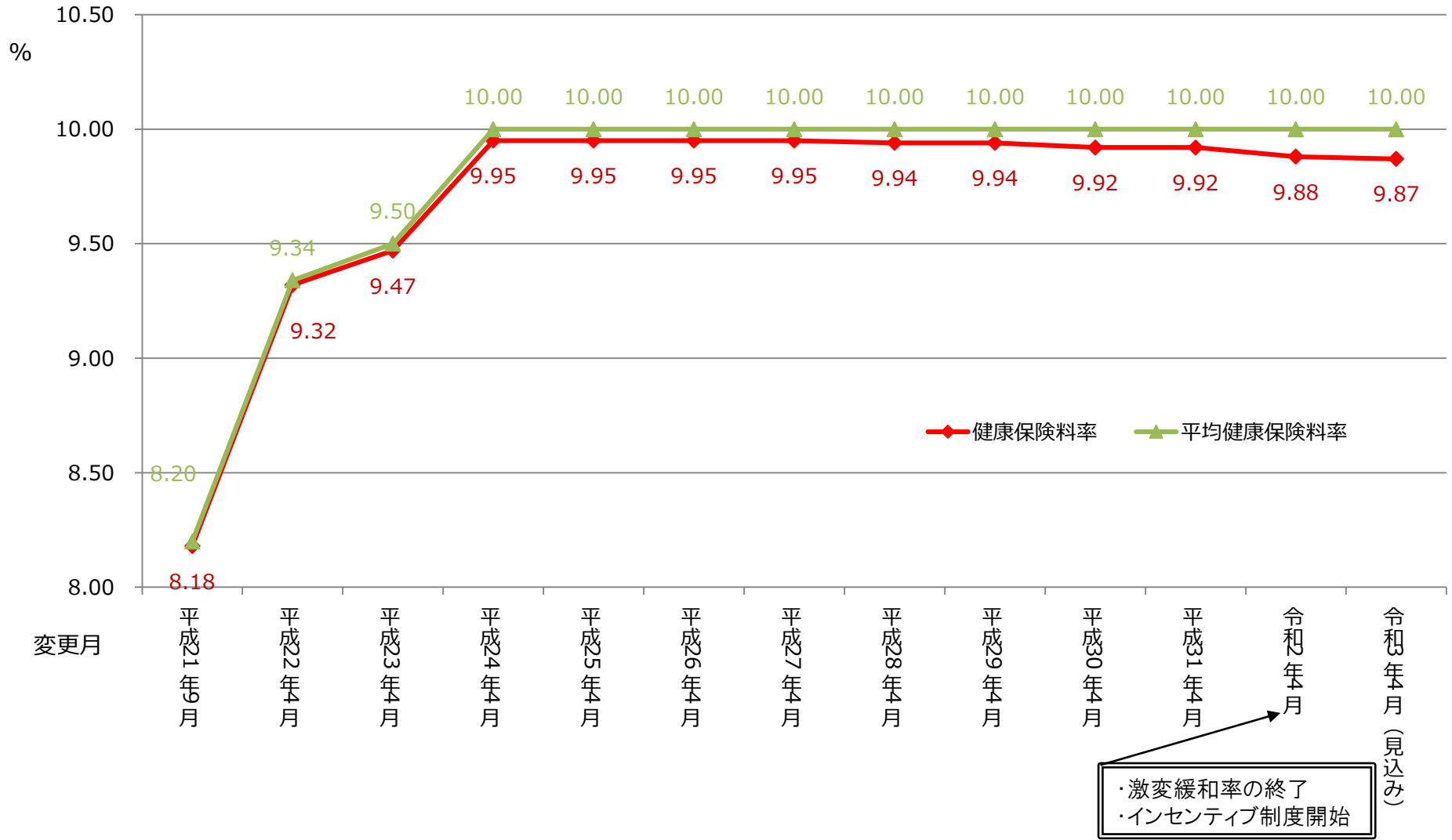
令和2年度保険料率未満となった支部 26支部

令和2年度保険料率 からの変化分		支部数
料率 (%)	金額 (円)	
+0.15	+225	1
+0.13	+195	1
+0.11	+165	1
+0.10	+150	2
+0.08	+120	1
+0.07	+105	1
+0.06	+90	1
+0.04	+60	4
+0.03	+45	4
+0.02	+30	1
+0.01	+15	3
0.00	0	1

令和2年度保険料率 からの変化分		支部数
料率 (%)	金額 (円)	
栃木 ▲0.01	▲15	4
▲0.02	▲30	4
▲0.03	▲45	4
▲0.04	▲60	1
▲0.05	▲75	2
▲0.06	▲90	1
▲0.07	▲105	1
▲0.08	▲120	2
▲0.09	▲135	2
▲0.10	▲150	1
▲0.11	▲165	1
▲0.12	▲180	1
▲0.13	▲195	1
▲0.14	▲210	1

- 注1. 「+」は令和3年度保険料率が令和2年度保険料率よりも上がったことを、「▲」は下がったことを示している。
 2. 金額は、標準報酬月額30万円の者に係る保険料負担（月額、労使折半後）の増減である。

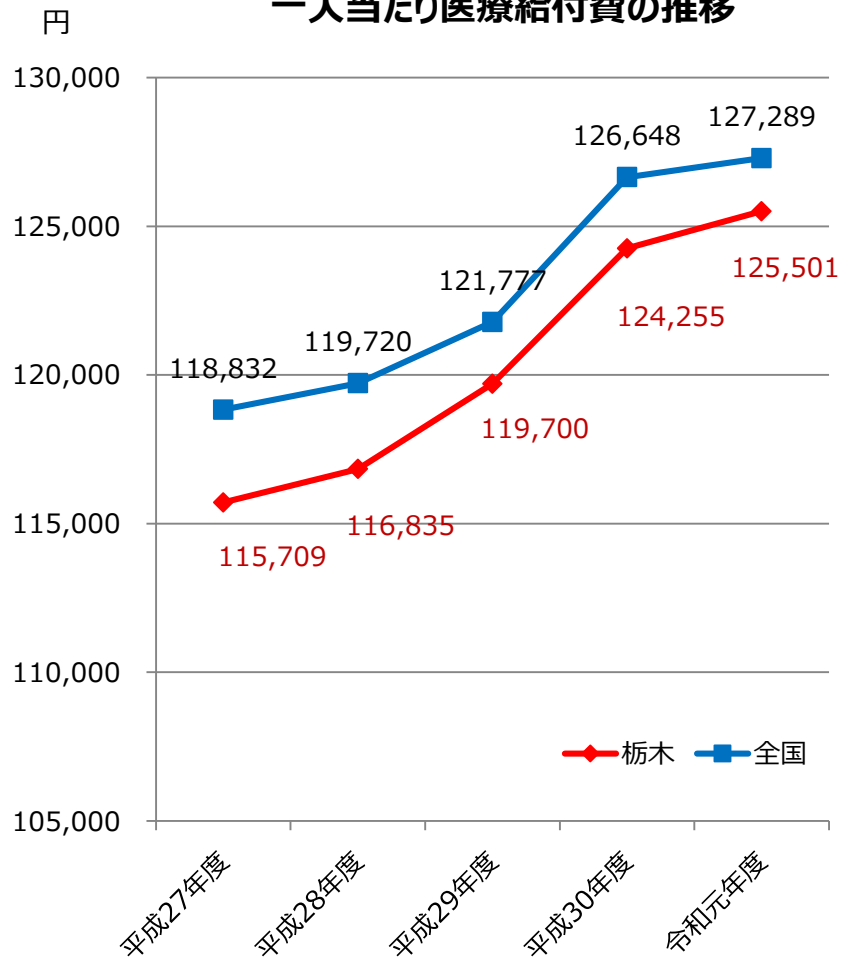
○ 栃木支部健康保険料率の推移



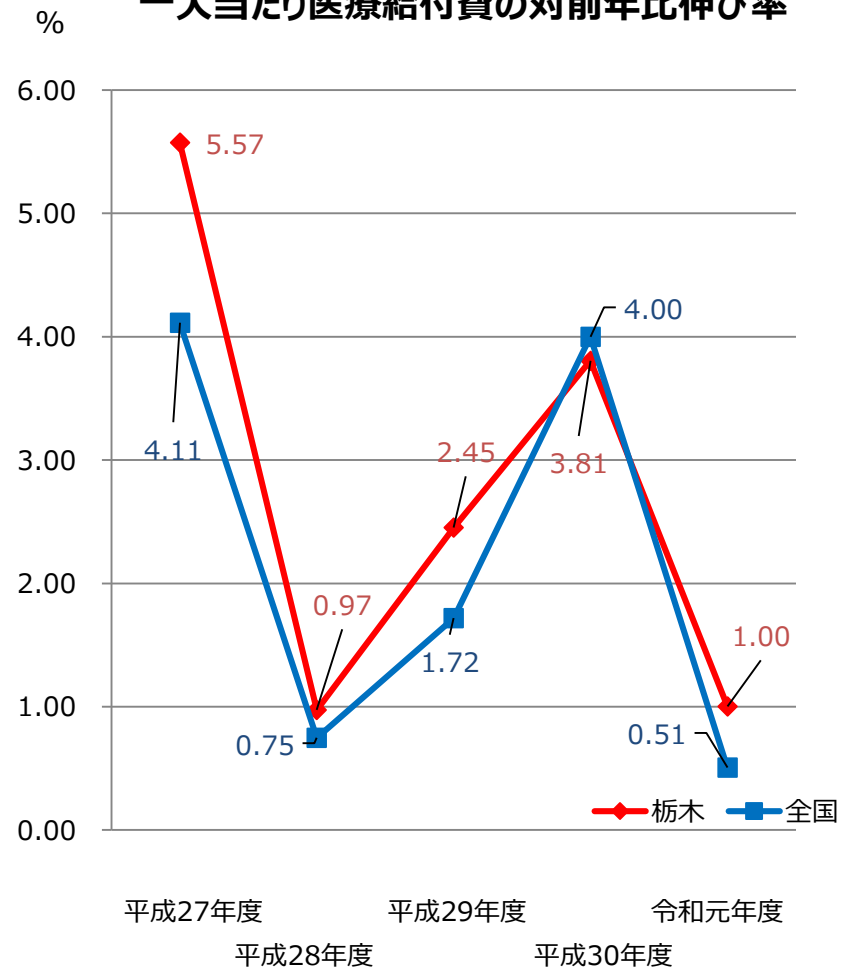
- ・平成21年9月より全国一律の保険料率から、都道府県単位保険料率へ変更となった。
- ・保険料率変更の開始月は、変更後の保険料率に基づく納付月となっている。

○ 栃木支部医療給付費の動向

一人当たり医療給付費の推移



一人当たり医療給付費の対前年比伸び率



9. 令和3年度介護保険料率（全支部共通料率）について

令和2年度介護保険料率1.79%から0.01%引き上げとなり、令和3年度介護保険料率は1.80%となりました。

介護保険の保険料率については、単年度で収支が均衡するよう、介護納付金の額を総報酬額で除したものを基準として保険者が定めると健康保険法で法定されている。

令和3年度は、令和2年度末に見込まれる不足分(466億円)も含め、単年度で収支が均衡するよう1.80%(4月納付分から変更)とする。

(参考)

健康保険法160条16項

介護保険料率は、各年度において保険者が納付すべき介護納付金(日雇特例被保険者に係るものを除く。)の額を当該年度における当該保険者が管掌する介護保険第2号被保険者である被保険者の総報酬額の総額の見込額で除して得た率を基準として、保険者が定める。

各年度の介護保険料率は、次の算式により得た率を基準として、保険者が定めることとなっている。

$$\text{介護保険料率} = \frac{\text{介護納付金の額}}{\text{介護保険第2号被保険者(40歳～64歳)の総報酬額総額の見込}}$$

1.79%から令和3年4月以降に1.80%へ引き上げた場合の令和3年度の保険料負担の影響(被保険者1人当たり、労使折半前)

〔年額〕 428円 (76,666円 → 77,094円) の負担増

〔月額〕 32円 (5,728円 → 5,760円) の負担増

(注1) 標準報酬月額を320,000円、賞与月額を年1.387月とした場合の負担を算出したものである。

(注2) 「年額」は令和3年度の標準報酬月額(12か月分)と賞与の影響額であり、「月額」については標準報酬月額(1か月分)によって算定したものである。

10. 協会けんぽの収支見込み（介護分）

（単位：億円）

		R1年度	R2年度	R3年度	備考
		決算	直近見込 (R2年12月)	政府予算案を踏まえた見込 (R2年12月)	
収入	保険料収入	10,074	10,343	10,983	R1年度保険料率： 1.73% R2年度保険料率： 1.79% R3年度保険料率： 1.80% 納付金対前年度比 ⇒ + 242
	国庫補助等	515	-	-	
	その他	-	-	-	
	計	10,589	10,343	10,983	
支出	介護納付金	10,671	10,303	10,544	
	その他	-	21	-	
	計	10,671	10,324	10,544	
単年度収支差		▲ 82	19	438	
準備金残高		▲ 485	▲ 466	▲ 28	

注) 端数整理のため、計数が整合しない場合がある。

11. これまでの栃木支部評議会における令和3年度保険料率における議論の内容

- 返済猶予のある借入を行っている小規模事業所が多数あり、返済時期と保険料率の上昇時期が重なると非常に厳しい経営状況となるため、保険料率の決定については慎重に議論すべき。(保険料率引き下げに関して)
- コロナウイルス感染により令和2年4月以降、事業所の経営状況が悪化している。
また、冬場に感染の再拡大が起こった場合に経済活動が停止し、ますます経営状況が悪化することが見込まれる。加えて医療費の動向も気になることから保険料率の決定については慎重に議論すべき。(保険料率引き下げに関して)

※参考 令和2年度の都道府県単位保険料率の変更に係る栃木支部長意見

栃木支部発第 200117-01 号

令和 2 年 1 月 17 日

全国健康保険協会
理事長 安藤 伸樹 殿

全国健康保険協会栃木支部
支部長 宮 崎 務
(公印省略)

令和 2 年度都道府県単位保険料率について

健康保険法第 160 条第 6 項に基づく必要な手続きとして、同法同条第 7 項の定めに従い、評議会の意見を踏まえた上で、下記の通り都道府県単位保険料率にかかる意見の申出を行います。

記

1. 都道府県単位保険料率 (栃木支部) について

令和 2 年度栃木支部健康保険料率については、4 月納付分から 9.88%とすることを申出いたします。

2. 都道府県単位保険料率の変更にかかる意見

栃木支部評議会では、第 99 回運営委員会における「協会の財政構造に大きな変化がない中で、今後の 5 年収支見通しのほか、人口構成の変化や医療費の動向、後期高齢者支援金の増加などを考慮した中長期的な視点を踏まえつつ、令和 2 年度及びそれ以降の保険料率のあるべき水準について、どのように考えるか。」という旨の論点を評議員にお示した上で議事を行いました。

評議員全員から平均保険料率 10%を支持する旨の発言があり、加えて、「労働者、中小企業の保護のためにも、10%が限界であるということを引き続き発信してほしい。」との意見がありました。

当職としては、栃木支部評議会の意見に沿う形で、本年 4 月納付分から適用する令和 2 年度栃木支部健康保険料率については、平均保険料率 10%と平成 30 年度インセンティブ制度の結果に基づき、所定の計算方式を用いて算出された 9.88%とすることを申出いたします。

以上